

第4期行動計画

静銀コンピューターサービス株式会社

【計画期間】 平成28年4月1日～平成30年3月31日（2年間）

【計画内容】

《計画1： 男性従業員の育児参加意識の向上策》

男性従業員の育児参加意識の向上に繋がる啓蒙活動を実施し、計画期間内において、配偶者が出産した男性従業員が5日以上の育児休業を取得した割合を30%以上とする。

《計画2： 女性従業員の出産後の職場復帰意欲の更なる向上策》

女性従業員の出産後の職場復帰意欲の向上に繋がる啓蒙活動を実施し、計画期間内において、子を出産した女性従業員および子を出産する予定であったが退職した女性従業員の合計数のうち、子の1歳の誕生日まで継続して在職している者の割合を55%以上とする。

以上